

業 務 委 託 請 負 契 約 書 (案)

- | | | | | |
|---------------------|--|---|----|-----|
| 1. 委託業務名 | 常総市農業集落排水処理施設運転維持管理業務委託 | | | |
| 2. 履行場所 | 大生郷水処理センター，報恩寺水処理センター，五箇水処理センター，大花羽水処理センター，沖新田水処理センター及びマンホールポンプ場 | | | |
| 3. 履行期間 | 令和 | 年 | 月 | 日から |
| | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 4. 業務委託料 | 金 | | 円 | |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 | 金 | | 円) | |
| 5. 契約保証金 | 免除 | | | |

上記業務について、委託者 常総市 と、受託者 とは、おのおの対等の立場における合意に基づいて、次の条項により委託契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

受託者

業 務 委 託 請 負 契 約 条 項

(総 則)

第 1 条 委託者及び、受託者は、契約書記載の農業集落排水処理施設運転維持管理業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、運転維持管理業務委託仕様書等（募集要項等の配布資料を含む。）（以下「仕様書」という。）及び運転維持管理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に従い、これを履行しなければならない。

(業務の履行)

第 2 条 受託者は、善良なる管理者の注意をもって、業務を履行しなければならない。

2 受託者は、業務を履行するにあたっては、浄化槽法（昭和 57 年法律第 43 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 137 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及びその他の関係法令を厳守しなければならない。

(従業員の労務管理等)

第 3 条 受託者は、この契約の履行について必要な担当職員を確保し、業務に支障を帰さないようにしなければならない。

2 受託者は、職員の労務管理及び衛生管理について十分な注意を払うとともに、職員に対する労務管理及び衛生管理についてすべて責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 4 条 受託者は、この契約により生じる権利及び義務を、第三者に譲渡し承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第 5 条 受託者は、この契約の履行について業務の全部又は、主要な部分を一括して第三者に委託もしくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第 6 条 受託者は、業務の履行にあたり、あるいはその他の方法により知り得た事項につき、これを他に漏らしてはならない。

(業務内容の変更)

第 7 条 委託者は、必要がある場合には受託者と協議の上、業務の内容を変更し又は業務を一時中止させることができる。この場合において、履行期間または業務委託料を変更する必要

があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(損害の負担等)

第 8 条 業務の完了前に、受託者の責により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が委託者の責に帰すべき理由により生じたものについてはこの限りでない。

(業務完了報告及び完了確認)

第 9 条 受託者は、この契約書に定める履行期間内の業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、業務完了報告書を受理したときは、速やかにその期間の業務実績について検査をしなければならない。

(委託料の支払)

第 10 条 各年度の委託料は次のとおりとする。

令和 7 年度下半期	円	(うち消費税	円)
令和 8 年度	円	(うち消費税	円)
令和 9 年度	円	(うち消費税	円)
令和 1 0 年度	円	(うち消費税	円)
令和 1 1 年度上半期	円	(うち消費税	円)

また、委託料の支払いは月割りとし、月額 円（税込）とする。

2 受託者は、毎月の業務が完了し確認を受けたのち、委託者に対し業務委託料請求書により業務委託料の支払いを請求するものとする。

3 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(委託者の契約解除)

第 11 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく着手を遅延し契約を履行しないとき、または履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 関係法令、規則等に重大な違反があったとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほかこの契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 第 7 条の規定により契約を解除した場合、受託者は契約金額の 10 分の 1 相当額を違約金として、委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受託者の契約解除)

第 12 条 受託者は、委託者が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託者の責により業務の一部の実施を中止した場合において、業務を中止することにより、重大な損害を受ける恐れがあると明らかに認められるとき。
- (2) 第 7 条の規定により契約内容を変更したため、頭書の契約金額の 3 分の 2 以上減少したとき。
- (3) 関係法令、規則等に重大な違反があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほかこの契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(業務室、駐車場及び市設置の備品等の貸与)

第 13 条 委託者は、業務履行に必要な事務室、駐車場及び市設置の備品等は無償で貸与するものとする。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第 14 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算において減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができる。